

消費税「窓口相談所」の開設!

消費税は、2014年4月に5%から8%に引き上げられ、2019年10月に10%へ引き上げられます。商工会では、消費税転嫁に係る諸問題・消費税申告に係る各種相談・自計化促進・会計ソフトの活用等の課題に対し、税理士による窓口相談所を開設いたしますので、この機会に是非ご利用ください。

●日 時：平成30年2月8日（木）

午前9時 ～ 午後4時 （正午から1時を除きます）

●場 所：笠松町商工会館 2階研修室

●講 師：名古屋税理士会派遣税理士



<相談項目及び内容等>

- 消費税転嫁に係る諸問題への相談指導
- 消費税の申告に係る相談指導
- 「会計王」（商工会が現在導入している会計ソフト）の紹介並びに具体的な操作方法の説明指導
- 会計ソフトの活用を含めた自計化促進に係る相談指導



<お問い合わせ先>

笠松町商工会

〒501-6082 岐阜県羽島郡笠松町春日町 15-1

TEL 058-388-2566

（この事業は全国商工会連合会の受託事業として実施しています）